

# 上島町消防だより

## 平成21年度 危険物安全週間

6月7日～6月13日

危険物に係る事故原因の多くは、取り扱いミス等の人的要因に基づくものです。こうした事故の発生を未然に防止するために、危険物に対する意識の高揚及び啓発を図ることを目的に危険物安全週間が設けられています。

危険物とは、消防法で定められているもので、私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。

## いつでも危険物を取り扱っています

上島町内には、利用客自身が給油するセルフ式ガソリンスタンドはありませんが、外出した際に利用されるドライバーの方もいると思います。

セルフスタンドには各種の安全装置が設置されていますが、給油する時は「危険物を取り扱っている」という認識と、次の点に注意してください。

### ☆車の燃料を確認

セルフスタンドでは、自分の車の油種を確認する必要があります。

油種はノズルの色で判断できます。

- ・レギュラー＝赤色
- ・ハイオク＝黄色
- ・軽油＝緑色

「軽自動車だから軽油を入れてしまった」といった話もありますのでご注意ください。



### ☆最後に一度確認してネ

意外にも給油キャップの閉め忘れが多いようです。気をつけましょう。

### ☆当然ですが：「火気厳禁」

たばこの火などの裸火を近づけると、たちまち引火します。給油中は火気厳禁です。また、給油中はエンジンをストップさせましょう。

### ☆給油中の吹きこぼれに注意

セルフスタンドでの給油中に自動車の給油口からガソリンや軽油が吹きこぼれる事故が多発しています。次の点に注意して給油しましょう。

1. 給油ノズルは給油口の奥まで差し込む。
2. 自動的に給油が止まったら、それ以上の給油はしない。



給油中の利用者に静電気が蓄積していると、静電気の火花がガソリン等の蒸気に引火する恐れがあります。給油前には、必ず「静電気除去シート」に触れて放電してください。

## もう設置は終わりましたか？ 住宅用火災警報器の

### 設置義務化について

住宅火災による被害を低減するため、住宅用火災警報器の設置が義務化され、愛媛県内では、平成23年6月1日までに住宅用火災警報器の設置がすべての住宅に義務付けられています。住宅火災から、大切な家族や財産を守るため、住宅用火災警報器を早期に設置しましょう。

### 設置場所について

- 火災警報器の基本的な取り付け場所は、
- ① 寝室として使用する部屋
  - ② 避難経路となる廊下や階段に設置します。

※（寝室が1階のみの場合は、1階階段や廊下への設置義務はありません。）また、必要に応じて台所など他の部屋にも設置すると、さらに安心です。

住宅用火災警報器に関するご質問は「上島町消防本部」までお気軽にご相談ください。



## 平成21年出動件数

| 年別        | 火災 | 救急  |
|-----------|----|-----|
| 平成21年(4月) | 0  | 41  |
| 平成20年(4月) | 0  | 33  |
| 昨年比       | ±0 | +8  |
| 21年累計     | 1  | 151 |

平成21年4月30日現在

## 火災・救急・救助は119番

※携帯電話からでもつながりますが、発信場所によっては他の消防本部につながる場合もあります。

上島町消防本部  
77-4118(代)